

五第一項」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の五第一項」と、同条第二項第二号中「法第三条の四第四項第四号イ及びロ」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の四第四項第四号イ及びロ」と、第四条第一項中「法第三条の六第一項前段」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の六第一項前段」と、同条第二項中「法第三条の六第一項後段」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の六第一項後段」と、第五条第一項中「法第三条の七第一項前段」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の七第一項前段」と、同条第二項中「法第三条の七第一項後段」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の七第一項後段」と、第十二条中「法第二条第九項又は第十項」とあるのは「法第二条第九項」と、「無効とし、又は期間を定めて試験を受けることができないものとしたときは」とあるのは「無効としたときは」と、第十三条中「法第三条の十六」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の十六」と、第十四条中「法第三条の十六」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の十六」と、「法第三条の十七」とあるのは「法第三条の二十五において準用する法第三条の十七」と、「法第三条の二十一第一項」とあるのは「法第三条の二十一第一項」と、同条第二号中「書類」とあるのは「書類並びに名簿」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。
(指定試験機関に関する暫定措置)

2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七十一号。以下「改正法」という。）附則第四条に規定する厚生大臣の告示するまでの間は、第一章の規定は適用しない。
(指定登録機関に関する暫定措置)

3 改正法附則第三条に規定する厚生大臣の告示する日までの間は、第二章の規定は適用しない。
附 則 (平成一九年一〇月一〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第一一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。
(施行期日)

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三三号) 抄

(施行期日)
(助教授の在職に関する経過措置)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
一から十七まで 略

十八 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令第七条第一号

附 則 (平成二〇〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則 (平成二一年九月一日厚生労働省令第一三九号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。